

鹿兒島市多文化共生推進指針

2023年3月策定

鹿 兒 島 市

目 次

第1章 指針の策定にあたって	
1 指針策定の趣旨・背景	1
2 指針の位置づけ	1
3 計画期間	2
第2章 多文化共生を取り巻く現状と課題	
1 本市の現状と課題	3
第3章 指針の基本的な考え方	
1 基本的方向	7
2 基本目標	7
第4章 施策と主な取組	
1 鹿児島市多文化共生推進指針の体系	8
2 施策の推進	
・基本目標Ⅰ 外国人住民へのコミュニケーション支援の充実	9
・基本目標Ⅱ 外国人住民の生活支援の充実	9
・基本目標Ⅲ 多文化共生の意識啓発と外国人住民の社会参画支援の推進	11
・基本目標Ⅳ 多文化共生の推進体制の整備	12

多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(2006(平成18)年3月 総務省 「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

第1章 指針の策定にあたって

1 指針策定の趣旨・背景

日本における外国人住民は増加・多国籍化し、それを取り巻く社会経済情勢は、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化など、大きく変化しています。

また、近年のICTの飛躍的な発展、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な分野のオンライン化・リモート化が加速し、世界中の人々が容易につながることができるようになりました。これにより、従来のような海外との往来による交流だけでなく、日常的に異なる文化や価値観に触れることができる機会が増えています。

こうした中、地域で生活する外国人住民は今後もさらに増えることが見込まれており、外国人住民を支援するだけでなく、地域社会の一員として受け入れ、共に支え合う地域づくりが求められています。

国においては、外国人の受け入れと共生社会づくりに取り組む中で、令和2年9月に、「地域における多文化共生推進プラン」（総務省 2006（平成18）年策定）を改訂し、地方公共団体において、地域の実情を踏まえて、多文化共生の推進に係る指針等を策定し、多文化共生施策の推進に取り組むこととされています。

本市においても、国籍や民族などの異なる人々が互いに文化的ちがいを認め合い、共に生きていく地域づくりを推進していくため、本指針を策定するものです。

2 指針の位置づけ

（1）指針の位置づけ

本指針は、総務省の「地域における多文化共生推進プラン」の改訂を踏まえ、市の最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」に掲げた「多文化共生の地域づくり」を進めるための施策や取組の方向性を示す指針として策定するものです。

本指針で掲げた施策については、各分野の計画等と整合性を図りながら推進します。

（2）SDGsとの関連

本指針に基づき多文化共生の地域づくりを推進することは、SDGs（持続可能な開発目標）の「3 すべての人に健康と福祉を」や「10 人や国の不平等をなくそう」などの達成につながります。

■ SDGsの17のゴール



<本指針と特に関連があるゴール>

1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 計画期間

本指針の計画期間は、第六次総合計画の前期基本計画（令和4年度～8年度）との整合性を図るため、令和5年度から8年度の4年間とします。

第2章 多文化共生を取り巻く現状と課題

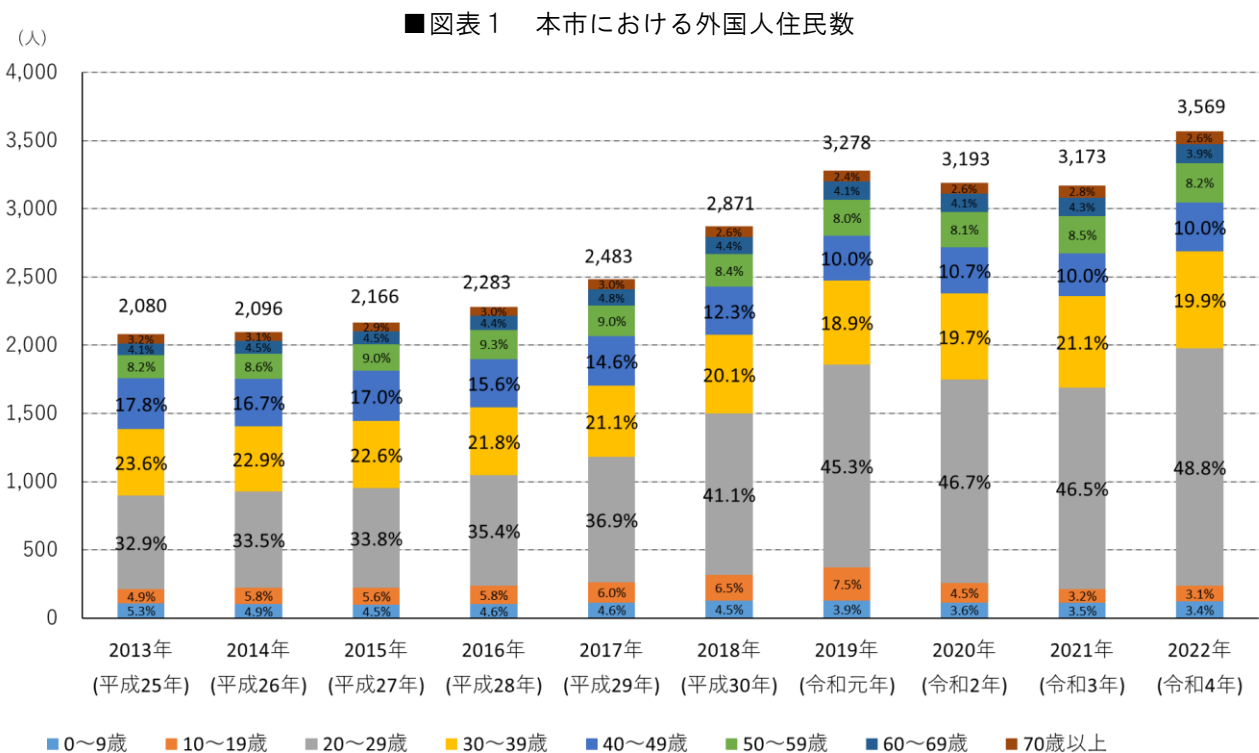
1 本市の現状と課題

(1) 本市の外国人住民の状況

2008（平成20）年に始まったわが国の人口減少は、今後、老年人口さえも減少していく人口構造の変化を伴いながら加速度的に進むとされており、地域社会に与える影響が懸念されています。

このような中、日本における外国人住民数は増加しており、本市においても増加傾向にあります。その動向については、2018（平成30）年には2,871人でしたが、その後、国の新たな外国人材受入制度の開始等により、2022（令和4）年には3,569人と、約1.2倍となっています。

また、本市における外国人住民数の年代別の内訳をみると、その約7割を20代、30代が占めています。



〔出典〕 鹿児島市住民基本台帳より作成

※ 2013年は外国人登録者数

※ 2014年までは9月30日、2015年以降は10月1日現在

さらに、本市の総人口に対する外国人住民の割合は、2022（令和4）年10月現在で約0.6%で、その国籍・地域は78か国と多岐にわたっています。

■図表2 本市における国籍・地域別外国人住民数(2022(令和4)年10月1日現在)

	国籍・地域	人数
1	ベトナム	1,087
2	中国	728
3	フィリピン	275
4	インドネシア	245
5	韓国	236
6	ネパール	230
7	米国	117
8	ミャンマー	73
9	台湾	62
10	英国	43
11	バングラデシュ	39
12	マレーシア	30
13	タイ	30
14	カナダ	28
15	インド	23
16	オーストラリア	20
17	ブラジル	20
18	ウクライナ	20
19	スリランカ	18
20	パキスタン	18
21	ドイツ	14
22	フランス	13
23	エジプト	11
24	カンボジア	10
25	ニュージーランド	10
26	スペイン	10
27	その他	159
	合計	3,569

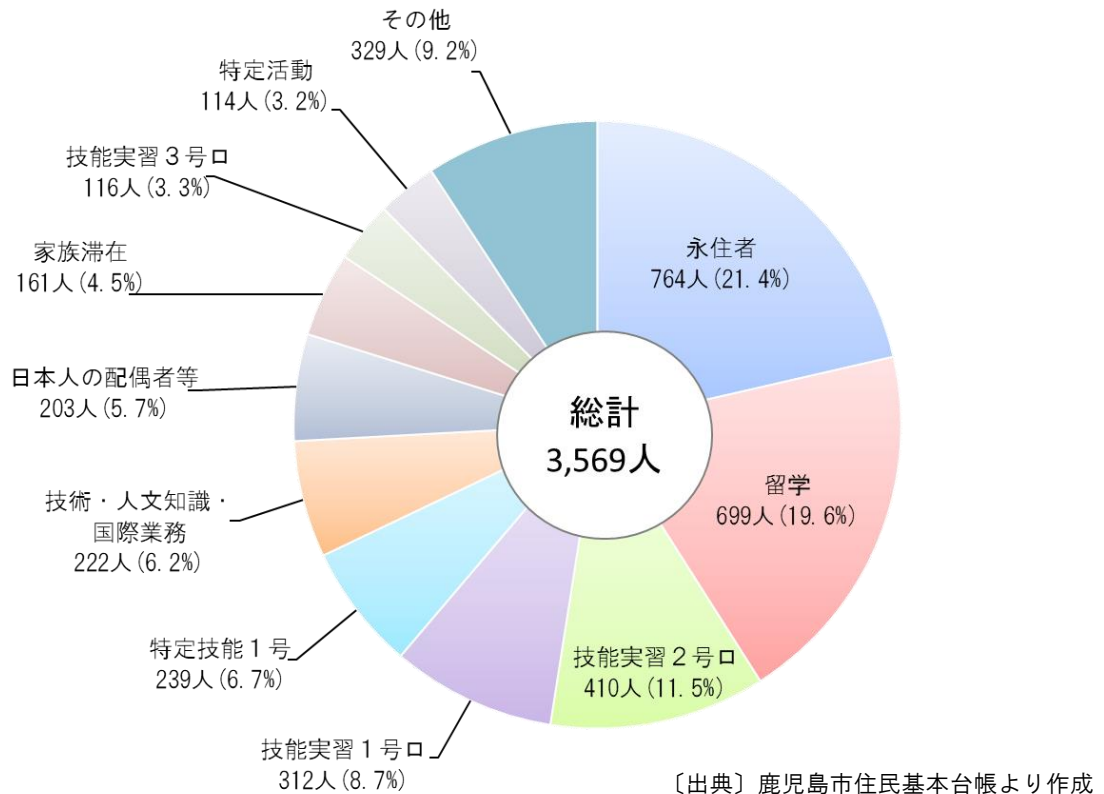
〔出典〕鹿児島市住民基本台帳より作成

<その他に含まれる国・地域>

朝鮮、ペルー、ベナン、ロシア、タンザニア、トルコ、ナイジェリア、ルーマニア、南アフリカ共和国、ガイアナ、モンゴル、アイルランド、イタリア、オランダ、シンガポール、アルゼンチン、メキシコ、スウェーデン、ウガンダ、オーストリア、ブルガリア、チェコ、デンマーク、エリトリア、フィジー、ハンガリー、ジャマイカ、ケニア、キルギス、ラオス、ノルウェー、パラグアイ、シリア、チリ、コスタリカ、エクアドル、ホンジュラス、キリバス、カザフスタン、マダガスカル、モロッコ、マラウイ、ポーランド、パプアニューギニア、セネガル、シエラレオネ、スイス、ソロモン、セントルシア、バヌアツ、スロバキア、ボスニア・ヘルツェゴビナ

このほか、在留資格別では、技能実習が838人で全体の約23%と最も多く、次いで、永住者、留学生在が上位となっています。技能実習については、2013（平成25）年は143人であったものが約6倍になっているほか、留学生については、全体の2割を占めています。

■図表3 本市における在留資格別外国人住民数（2022(令和4)年10月1日現在）



- 技能実習（1号口）
技能等を習得する活動（入国1年目）
- 技能実習（2号口）
技能等に習熟するための活動（入国2・3年目）
- 技能実習（3号口）
技能等に熟達する活動（入国4・5年目）
- 特定技能（1号）
特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格（上限5年）

(2) 多文化共生の取組の現状

本市では、これまで、市民や関係団体、関係機関などと連携・協働しながら、姉妹友好都市をはじめ、著しい成長を遂げているアジア諸国など多くの国や地域の都市との交流を進めるとともに、日本人と外国人がお互いに認め合い、学び合う様々な機会を提供し、異文化理解や国際的視野を持つ人材の育成を図ってきました。

また、2020（令和2）年には、かごしま国際交流センターを開館し、同センターを拠点に、外国人住民に向けた日本語支援や防災意識の啓発などに取り組むことにより、多文化共生の地域づくりを進めています。

(3) 課題

(1)、(2)のような状況の中、外国人住民が地域において生活するうえでさまざまな課題が現れています。それらは、外国人住民やその生活に関わりのある住民や団体などから意見や相談として寄せられており、本市において多文化共生を推進するにあたり、次のとおりまとめました。

まず、言語や文化、価値観のちがいなどによる、コミュニケーションや情報の伝達などに関する対応です。これについては、多言語・やさしい日本語による情報提供や、日本語教育の推進などのコミュニケーション面での支援、日常生活の困りごとなどに対応するための相談体制の充実を図っていくことが大切です。

また、災害時や感染症拡大時など緊急時の対応への備えや、就業・住宅確保等のための支援が求められています。

さらに、外国人住民がその担い手となる地域づくりを推進するため、地域社会やコミュニティ等における人とのつながりや、助け合いを充実するための環境を整備し、日本人住民と外国人住民が連携・協働していくことが必要です。

第3章 指針の基本的な考え方

1 基本的方向

誰もが個性と能力を発揮できる地域社会を形成するため、国籍や民族などの異なる人々が互いに文化的ちがいを認め合い、共に生きていく地域づくりを推進します。

2 基本目標

本市における多文化共生の地域づくりに向けて、次のとおり4つの基本目標を掲げ、取組を行っていきます。

【基本目標Ⅰ】外国人住民へのコミュニケーション支援の充実

ICTや、多言語・やさしい日本語での行政サービス・生活情報の提供を推進するとともに、外国人住民への適切な日本語教育を推進します。

また、外国人住民向けの相談体制の充実等に取り組みます。

【基本目標Ⅱ】外国人住民の生活支援の充実

外国人住民が地域で安心して生活できるよう、福祉をはじめとする各種サービスや支援を適切に受けられることができる環境を整えるとともに、児童・生徒の教育機会の確保に努めます。

また、防災情報の周知や災害時の支援体制など、外国人に関する防災対策の取組を推進します。

【基本目標Ⅲ】多文化共生の意識啓発と

外国人住民の社会参画支援の推進

外国人住民と日本人住民が交流する機会の創出に努め、多文化共生に関する理解を深めます。

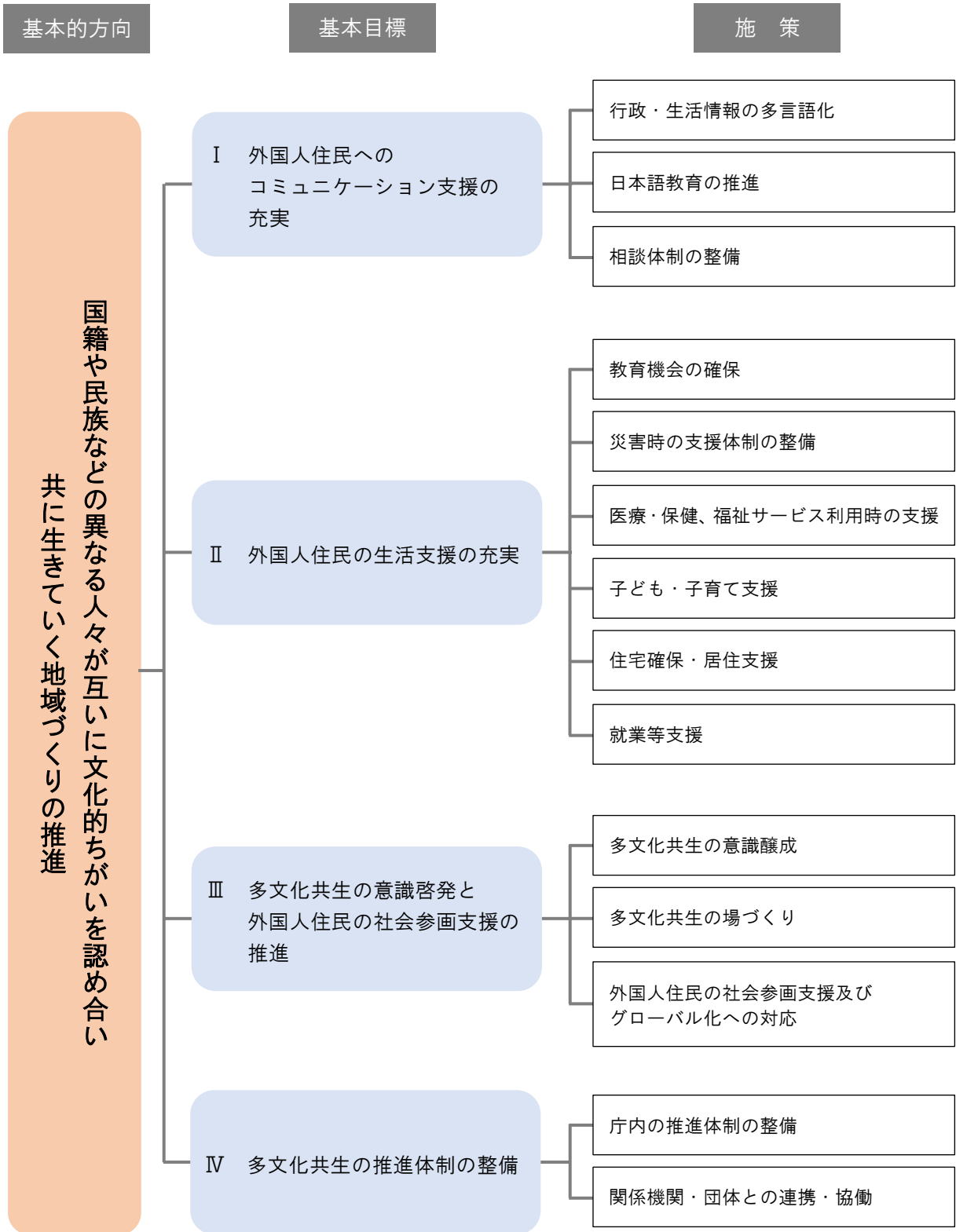
また、外国人住民が主体的に地域で活動できる環境を整え、誰もが個性と能力を発揮できる地域社会づくりを推進します。

【基本目標Ⅳ】多文化共生の推進体制の整備

市全体で多文化共生を推進するため、庁内の関係部局と横断的な連絡調整を行うとともに、関係団体等との連携を図ります。

第4章 施策と主な取組

1 鹿児島市多文化共生推進指針の体系



2 施策の推進

(1) 基本目標Ⅰ 外国人住民へのコミュニケーション支援の充実

① 行政・生活情報の多言語化

ICTを活用した窓口等における多言語での行政サービスの提供を推進するとともに、多言語・やさしい日本語による生活情報の提供に努めます。

<主な取組例>

- ・印刷物・看板等の多言語化（英語・中国語・韓国語・ベトナム語 等）
- ・各種窓口における通訳による多言語対応及びポータブル翻訳機の設置
- ・市ホームページへの自動翻訳の導入及びやさしい日本語ページの運用
- ・多言語によるごみ分別促進アプリの運用
- ・多言語での生活情報ポータルアプリ(※)の運用
- ・サンサンコールかごしまにおける多言語通訳サービスの運用
- ・119番通報受理時における多言語対応
- ・安心ネットワーク119による火災・救助事故発生などの災害情報の多言語化
- ・国際交流センターにおける生活情報勉強会

※ポータルアプリ：ポータルは情報への入り口、アプリはパソコンやスマートフォン等で特定の用途や目的のために使用するソフトウェアのこと。

② 日本語教育の推進

本市における日本語教育が推進されるよう、関係する行政機関、関係団体等と連携して、日本語を学習する機会を提供します。

<主な取組例>

- ・国際交流センターにおける日本語支援及び日本語支援ボランティア養成
- ・日本語学習に関する情報提供

③ 相談体制の整備

外国人住民が行政・生活情報を入手し、日常生活の様々な困りごとや悩みごとを相談できるよう、一元的相談窓口の設置など、相談体制の充実及び周知を図ります。

<主な取組例>

- ・「外国人相談デスク」の設置
- ・国際交流センターにおける専門相談会

(2) 基本目標Ⅱ 外国人住民の生活支援の充実

① 教育機会の確保

多言語・やさしい日本語を活用した情報提供や日本語の学習支援など、外国籍の

児童・生徒が安心して学び、学校生活を送ることができる環境づくりに努めます。

また、国籍のちがいかかわらず、誰もが社会の構成員であるということを学ぶことが重要であり、全ての児童生徒を対象として多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進します。

<主な取組例>

- ・ 外国籍児童への就学案内の多言語化
- ・ 外国籍児童等のための日本語教室における日本語指導及び訪問指導
- ・ 小学校への英会話活動協力員の派遣や外国語指導助手（ALT）による語学指導
- ・ 国際理解教育の充実

② 災害時の支援体制の整備

外国人住民に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における被害状況や被災者の生活支援、気象に関する情報提供等を、関係団体等と連携して推進します。

<主な取組例>

- ・ 国際交流センターにおける外国人住民のための防災講座
- ・ 外国人の避難を想定した桜島火山爆発総合防災訓練
- ・ 国際交流センターにおける災害時外国人通訳ボランティア研修会
- ・ 指定緊急避難場所の標識看板の多言語化
- ・ 安心ネットワーク119による避難指示などの市民発令情報の多言語化
- ・ ホームページやSNSでの多言語・やさしい日本語を活用した災害情報の発信

③ 医療・保健、福祉サービス利用時の支援

多言語・やさしい日本語による各種書類の作成及び窓口対応など、外国人住民が安心して医療・保健、福祉サービスを利用できる環境づくりを推進します。

<主な取組例>

- ・ 市立病院における受付等への多言語対応タブレット端末の配置及び各種書類の多言語化
- ・ 多言語予防接種予診票の情報提供
- ・ 外国語対応が可能な医療機関の情報提供
- ・ 保険加入者への案内パンフレットの多言語化

④ 子ども・子育て支援

多言語・やさしい日本語による各種書類の作成及び窓口対応など、外国人住民が必要とする子ども・子育てに関するサービスを適切に利用できる環境づくりに努めます。

＜主な取組例＞

- ・ 新生児訪問指導等における多言語対応
- ・ 多言語に対応した母子健康手帳アプリの運用

⑤ 住宅確保・居住支援

異なる習慣や言語への不安などから外国人住民の入居が制限される状況があることから、外国人住民の住宅確保のための支援及び居住支援に取り組みます。

＜主な取組例＞

- ・ 中長期在留等の外国人に対する市営住宅入居申し込み資格の承認
- ・ 住宅確保要配慮者向けのセーフティネット住宅の情報提供
- ・ 住宅相談窓口の案内
- ・ 多言語によるごみ分別促進アプリの運用〔再掲〕

⑥ 就業等支援

外国人住民の就業機会を確保するため、就業支援や外国人住民が働きやすい就業環境の整備に向けて、関係機関等と連携して取り組みます。

＜主な取組例＞

- ・ 関係機関と連携した就業等に関する情報提供
- ・ 外国人受入れ企業等への就業環境の整備に関する啓発

(3) 基本目標Ⅲ 多文化共生の意識啓発と外国人住民の社会参画支援の推進

① 多文化共生の意識醸成

日本人住民が、外国人住民と共生していくために、多文化共生の地域づくりの意識啓発に取り組みます。

＜主な取組例＞

- ・ 職員向けの多文化共生研修会の実施
- ・ 市民向け啓発パンフレットの作成等
- ・ 民間団体が行う多文化共生の地域づくりに資する取組・イベント等への支援
- ・ 国際交流アドバイザーなどによる語学講座の実施
- ・ 多様な文化・習慣などについての啓発

② 多文化共生の場づくり

外国人の人権尊重の啓発を行うとともに、外国人住民と日本人住民が交流する機会の創出に努めます。

<主な取組例>

- ・外国人の人権に関する意識啓発を図るイベント等の実施
- ・外国人と日本人が交流できる異文化交流イベント等の実施
- ・市国際交流アドバイザーによる出前講座等の実施
- ・ALT や青年海外協力隊、留学生による国際理解のための講座の実施
- ・民間団体が行う多文化共生の地域づくりに資する取組・イベント等への支援〔再掲〕

③ 外国人住民の社会参画支援及びグローバル化への対応

外国人住民が地域住民の一員として主体的に地域で活動できるよう、外国人住民のネットワークづくりなどを支援します。

また、日本社会を深く理解する貴重な人材である留学生が、高度な専門性や日本語能力を地域で生かせるよう、留学生の就職・起業促進に取り組みます。

<主な取組例>

- ・町内会等での交流イベントの実施
- ・留学生の地域における起業支援
- ・留学生を対象とした職場見学会の実施

(4) 基本目標Ⅳ 多文化共生の推進体制の整備

① 庁内の推進体制の整備

外国人住民に関する施策は、教育、人権、福祉、防災、雇用等のあらゆる行政分野において取り組む必要があることから、庁内の連携を図るための横断的な体制を整備し、市役所全体で多文化共生を推進します。

<主な取組例>

- ・鹿児島市多文化共生推進庁内連絡会の設置

② 関係機関・団体との連携・協働

市民、地域、鹿児島市国際交流財団をはじめとする関係団体等と連携・協働しながら、本市の多文化共生の地域づくりを推進するため、情報共有や意見交換を進めていきます。

<主な取組例>

- ・ 鹿児島市国際交流財団との連携・協働
- ・ 関係行政機関、企業・団体等との連携・協働